

みやぎ食の安全安心取組宣言（感染対策に係る取組）について

みやぎ食の安全安心取組宣言とは？

- 宮城県では、消費者、生産者・事業者、県の三者が条例で定めるそれぞれの責務や役割を認識し、行動することにより、県民総参加でみやぎの食の安全安心確保に取り組めるよう、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開しています。
- みやぎ食の安全安心取組宣言は、その運動の一環として、生産者・事業者に、彼らが日頃から取り組んでいる食の安全安心の確保に向けた取組を「自主基準」として定め、公開してもらうことで、消費者の皆様へ安全な食品を選択する目安としてもらうものです。

飲食店の感染対策に係る取組をアピールできます！

- 新型コロナウイルス感染症については、特段の事情（※）が生じない限り、令和5年5月8日から感染症法上の分類が2類相当から5類に変更される予定です。
その場合、飲食店の皆様へこれまで御協力いただいております「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」及び「新型コロナ対策実施中ポスター」が5月7日（日）を以って終了となります。

※ オクミロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど

- これらの制度終了後においても、感染状況を踏まえ引き続き感染対策の実施をお願いします。
- 引き続き感染対策を実施いただく飲食店においては、

- ① 衛生管理面等の取組内容＜従来＞ 【食品関係の全事業者対象】
- ② 感染対策に係る取組内容＜今回追加＞ 【飲食店のみ対象】

について広く宣言をいただくことで、取組宣言店（感染対策取組店）としてアピールできます。

メリット

- ロゴマーク及び取組店シールの掲示
- 取組内容を県ホームページへ掲載 等

取組宣言ロゴマーク（A4）



○ 感染対策に係る取組（宣言内容の例）

＜基本的な感染対策：基本的に盛り込んでいただく項目＞

- ・ 手洗い等の手指衛生 : 定期的な手洗い等を来店者や従業員に呼びかける。
- ・ 換気 : 換気設備は、定期的に清掃を行い、徹底した換気を行う。
- ・ 緊急時の対応 : 国や県が示す感染対策の方針に従う。

＜アピール項目：独自の取組があれば盛り込む項目（任意）＞

- （例）CO₂ センサー、アルコール消毒液による客席清掃、従業員のマスク着用、従業員等への呼びかけ 等



取組店シール

（上のロゴマークに貼付）

申請方法（様式）など、詳しくは宮城県ホームページをご覧ください。

みやぎ食の安全安心取組宣言

検索

スマホ等からはこちら
（二次元コードを読込）

